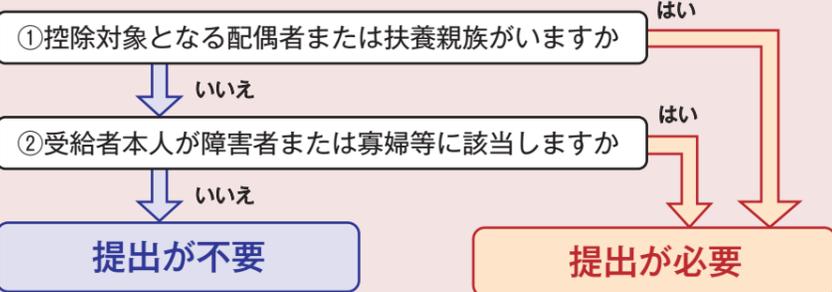


令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 記入方法のご案内

扶養親族等申告書の提出について

令和7年中の年金の見込額が次の金額以上の方に送付しております。
(令和7年12月31日時点の年齢)

- 65歳未満の受給者の方 -----108万円以上
- 65歳以上の受給者の方 -----80万円以上



※控除対象となる配偶者または扶養親族がいない方で、受給者本人が障害者、寡婦、ひとり親に該当しない方は、扶養親族等申告書を提出されなくても令和7年分の所得税について基礎的控除が適用されます。

※令和7年中に退職所得が見込まれる配偶者や扶養親族がいて、退職所得を除いた所得の見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の場合、住民税の控除対象となりますので、扶養親族等申告書の提出が必要となります。

<提出期限>

令和6年10月31日(木)

提出期限を過ぎた場合、令和7年の年金支払に申告内容を反映できず、控除がされない場合がありますので、期限内に届くよう投函ください。

1 受給者本人	令和6年10月1日提出
氏名	連合 A 太郎
生年月日(和暦)	明治 24 10 3
マイナンバー(個人番号)	*****
要添付書類	寡婦等該当者のみ B 4.寡婦 5.ひとり親
所得の見積額	900万円を超える場合は下の欄に記入してください
住民税に関する事項	下記3.扶養親族に退職所得がある場合のみ、ご案内を参照しご記入ください。
障害	1.普通障害 2.特別障害 C
電話番号	0570-02-2666

A (受給者本人) 氏名、生年月日、電話番号、マイナンバー等

- 氏名、生年月日、電話番号(日中ご連絡の取れる電話番号)をご記入ください。
- マイナンバー(個人番号)(以下「マイナンバー」という。)の欄に「*****」が印字されている方は、マイナンバー登録済みのため記入不要です。証明書類の添付は必要ありません。
⇒マイナンバーの欄が空欄の場合は、ご記入のうえ扶養親族等申告書の裏面に記載の添付書類を同封ください。
- 受給者本人の令和7年中の所得の見積額が900万円を超える場合は、チェック欄に✓をご記入ください。

B (受給者本人) 寡婦・ひとり親に該当する方

- 受給者本人が裏面1の寡婦・ひとり親に該当する場合は、「4.寡婦」または「5.ひとり親」を○で囲んでください。
- <住民税に関する事項>は、扶養親族に令和7年中に退職所得が見込まれる場合のみご記入ください。
⇒扶養親族に、令和7年中に退職所得が見込まれ、退職所得を除いた所得の見積額が48万円以下となる場合は「6.寡婦」または「7.ひとり親」を○で囲んでください。

C (受給者本人) 障害者に該当する方

- 裏面2の障害者に該当する場合は、「1.普通障害」または「2.特別障害」を○で囲んでください。
- 「障害の事実」欄に、障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級)などをご記入ください(証明書類の添付は必要ありません)。

2 控除対象となる配偶者 D	E	F
氏名	連合 花子	
生年月日	30 2 3	
所得の見積額	25万円	
退職所得がある	<input type="checkbox"/>	
同居の有無	1.同居 2.別居	
障害の事実	1.普通障害 2.特別障害	
3 扶養親族		
扶養親族1	氏名 連合 はな美	
生年月日	60 3 10	
所得の見積額	48万円	
退職所得がある	<input checked="" type="checkbox"/>	
同居の有無	1.同居 2.別居	
障害の事実	1.普通障害 2.特別障害	
扶養親族2	氏名 連合 キク	
生年月日	4 7 19	
所得の見積額	0万円	
退職所得がある	<input type="checkbox"/>	
同居の有無	1.同居 2.別居	
障害の事実	1.普通障害 2.特別障害	
扶養親族3	氏名	
生年月日		
所得の見積額		
退職所得がある		
同居の有無	1.同居 2.別居	
障害の事実	1.普通障害 2.特別障害	

<お願い>

- 楷書体でご記入ください。
- ご提出の前に記入漏れ等がないかご確認をお願いいたします。
- 扶養親族等申告書をご提出の際は、必ず同封の返信用封筒を使用しただき、封筒には扶養親族等申告書および添付書類以外のものを入れないでください。
- 受給者本人の氏名・生年月日・住所に変更がある場合は、変更届が必要となります。連合会ホームページの変更届をご利用いただくか、<お問い合わせ先> 企業年金コールセンターにご連絡ください。

D (配偶者・扶養親族) 氏名、続柄、生年月日、マイナンバー

- 受給者本人と生計を同じくする方で、裏面4の配偶者および扶養親族、または裏面2の障害者に該当する場合はご記入ください。
- 氏名、続柄、生年月日をご記入ください。
- マイナンバーをご記入ください。
⇒令和6年分以前の扶養親族等申告書に記入された場合はマイナンバーは空欄のままとしてください。
⇒証明書類の添付は必要ありません。
- ※扶養親族が4人以上いる場合は、便箋等に必要項目と受給者本人の企業年金連合会老齢年金証書番号・氏名・生年月日をご記入のうえ、扶養親族等申告書と一緒に提出ください。

E (配偶者・扶養親族) 所得の見積額

- 裏面5を参考に、令和7年中の所得の見積額をご記入ください。
⇒収入がない場合は「0」万円をご記入ください(金額のご記入がない場合、収入がないものとみなします)。
- <住民税に関する事項>は、配偶者または扶養親族に令和7年中に退職所得が見込まれる場合のみご記入ください。
⇒令和7年中に見込まれる退職所得を除いた所得の見積額が、配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下となる場合は、チェック欄に✓をし、退職所得を除いた所得の見積額をご記入ください。

F (配偶者・扶養親族) 同居の有無・国外居住・障害者の状況

- ### 同居の有無
- 受給者本人と同居している場合は「1.同居」を、別居している場合は「2.別居」を○で囲んでください。
⇒国外居住者の方は「2.別居」を○で囲んでください。
 - 国外居住者の方は、国外居住欄1~5のいずれかを○で囲み、裏面3の書類を添付してください。
 - 住所欄は「2.別居」に○をした方のみご記入ください。
⇒国外居住者はアルファベットでご記入ください。
- ### 障害者の状況
- 裏面2の障害者に該当し、令和7年中の所得の見積額が48万円以下の場合は、「1.普通障害」または「2.特別障害」を○で囲んでください。
 - 「障害の事実」欄に、障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級)などをご記入ください(証明書類の添付は必要ありません)。

<お問い合わせ先>
当連合会ホームページに「年金Q&A」を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

企業年金コールセンター <https://www.pfa.or.jp/qa/>

0570-02-2666 ※IP電話等からは「03-5777-2666」

※ナビダイヤルの通話は有料となります。なお、各携帯通信事業者が提供している「通話料定額プラン」の対象外となりますのでご了承ください。

<ご提出先>
〒105-8702 東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館 10階
企業年金連合会 年金サービスセンター 支払課

1 寡婦・ひとり親

所得税法上の「寡婦」、「ひとり親」とは下表のいずれかに該当する方です。
事実上婚姻関係（内縁関係）の方がいる、住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」または同様の記載がある場合は「寡婦」、「ひとり親」の対象とはなりません。
また、表中の「扶養親族」とは、**4**の「扶養親族」のことです。

受給者本人の所得要件	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚・生死不明の別	区分
500万円以下	男性	子がいる（※）	死別・離婚 生死不明・婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子がいる（※）	死別・離婚 生死不明・婚姻歴なし	ひとり親
		（子以外の） 扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦
		扶養親族がない	死別・生死不明	寡婦

※受給者本人と同一生計の所得の見積額が48万円以下の子で、他の所得者が控除を受ける扶養親族とされていない方のみに限られます。
※受給者本人の退職所得を除いた所得の見積額が500万円以下、受給者本人と同一生計の退職所得を除いた所得の見積額が48万円以下の扶養親族がいる場合は、住民税の控除対象となります。

2 障害者の区分

「普通障害者」または「特別障害者」とは、下表の「イ」～「チ」のいずれかに該当する方です（介護保険法で定められている要介護認定の等級などとは直接の関係はありません）。

	障害の内容	区分	
イ	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	特別障害	
ロ	精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	重度と判定された方（療育手帳の障害の程度がA、A1、A2、愛の手帳の1～2度の方）	特別障害
		中度または軽度と判定された方（療育手帳の障害の程度がB、B1、B2、C、愛の手帳の3～4度の方）	普通障害
ハ	精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級の方	特別障害
		上記の程度以外の方	普通障害
ニ	身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害の程度が1級または2級の方	特別障害
		障害の程度が3級から6級までの方	普通障害
ホ	戦傷病者手帳の交付を受けている方	障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までの方	特別障害
		上記の程度以外の方	普通障害
ヘ	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方	特別障害	
ト	常に就床を要し、複雑な介護を要する方	特別障害	
チ	年齢が65歳以上で福祉事務所長等から認定されている方	イ、ロ、ニの特別障害者と同程度の障害がある方	特別障害
		上記の程度以外の方	普通障害

〈住民税に関する事項〉について

令和7年中に配偶者および扶養親族に退職所得が見込まれる場合のみご記入ください。
所得税と地方税では税額計算を行う際の合計所得金額の範囲が異なるため※、令和4年度の税制改正により、退職所得を有する配偶者や扶養親族がいる場合、扶養親族等申告書にその配偶者や扶養親族の氏名等を明記することとなります。

※所得税法では合計所得金額に退職所得を含むのに対し、地方税法では分離課税の対象となる退職所得は含まれないとされていることから、市区町村長に個人住民税における合計所得金額を申告することとなります。

3 国外居住者（非居住者）の添付書類

国外居住者（非居住者）とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有していない方です。該当する方が親族であることを証する書類を添付してください。
確認書類の提出がない場合や不足している場合は、記入があっても控除対象外となります。
【配偶者】年齢に関係なく親族関係書類を添付してください。
【扶養親族】年齢等に応じて、下表の確認書類を添付してください。

非居住者に該当する者	確認書類1	確認書類2
16歳以上30歳未満	親族関係書類	なし
30歳以上 70歳未満	a. 留学	親族関係書類 留学ビザ等相当書類
	b. 障害者	親族関係書類 なし
70歳未満	c. 38万円以上の送金	親族関係書類 なし
	d. a～c以外	控除対象外
70歳以上	親族関係書類	なし

※親族関係書類は、該当する方が親族であることを証する次の①または②を添付してください。
①戸籍の附票の写しなど日本国または地方公共団体が発行した書類およびその親族の旅券（パスポート）のコピー
②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住者の氏名、生年月日および住所または居所が記載されている書類で、国外居住者が受給者本人の親族であることを証するもの）
※添付書類が外国語により作成されている場合は、日本語での翻訳文を添付してください。

4 配偶者・扶養親族の区分

この扶養親族等申告書における配偶者・扶養親族の区分は下表のとおりです。
年齢要件を含む区分については、ご記入いただいた配偶者・扶養親族の生年月日等から、その年齢要件を含む区分に該当する旨の申告があったものとして取り扱います。

区分	内容
同一生計配偶者	受給者本人と生計を同じくする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける方および白色事業専従者を除く。）で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下の方
控除対象配偶者	同一生計配偶者のうち、令和7年中の所得の見積額が1,000万円以下である受給者本人の配偶者の方
老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方
源泉控除対象配偶者	受給者本人と生計を同じくする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける方および白色事業専従者を除く。）で、受給者本人の令和7年中の所得の見積額が900万円以下で、かつ、配偶者の令和7年中の所得の見積額が95万円以下の方 ※夫婦の双方が、お互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできません。
扶養親族	受給者本人と生計を同じくする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける方および白色事業専従者を除く。）、児童福祉法の規定による里子または老人福祉法の規定による養護老人で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下の方
控除対象扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上の方
特定扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の方
老人扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の方
16歳未満の扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳未満の方

※年齢は、令和7年12月31日時点の年齢です。
※事実上婚姻関係（内縁関係）の方、住民票に「夫（未届）」「妻（未届）」または同様の記載がある方は法律上の配偶者には含まれません。
※同一生計内に受給者本人以外の所得者がいる場合、扶養親族等が受給者本人ではなくその所得者の控除対象となることもできます。その場合は、その扶養親族等を扶養親族等申告書の摘要欄に①として「その扶養親族等の氏名・続柄」、②として「その所得者の氏名・続柄」をご記入ください。また、それぞれの住所が受給者本人の住所と異なっている場合は、その住所もご記入ください。

＜確定申告について＞

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた後、残額がある方は確定申告が必要となりますが、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。

※この場合であっても住民税の申告が必要な場合があります。また、生命保険料控除や医療費控除等を受ける場合には確定申告が必要です。

5 所得の見積額の計算方法

所得の見積額とは、令和7年中に得られる各種の収入金額からそれぞれ必要経費、給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いた**合計所得金額の見積額**のことです。
計算の結果、**所得の見積額が0円以下となった場合は0円となります。**

①所得の種類ごとの所得の見積額の計算方法

所得の種類	所得の見積額
雑所得	<公的年金等の場合>その年に受け取る年金額 - 公的年金等控除額（→②） <公的年金等以外の場合>総収入金額 - 必要経費
給与所得	給与の収入金額 - 給与所得控除額（→③）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額 - 株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額 - 必要経費
事業所得	総収入金額 - 必要経費
譲渡所得	総収入金額 - （取得費 + 譲渡費用） - 特別控除額
退職所得	・一般退職手当等：（収入金額 - 退職所得控除額）× 1/2 ・特定役員退職手当等：収入金額 - 退職所得控除額 ・短期退職手当等： ⇒収入金額 - 退職所得控除額が300万円以下の場合（収入金額 - 退職所得控除額）× 1/2 ⇒収入金額 - 退職所得控除額が300万円を超える場合 収入金額 - 退職所得控除額 - 150万円
山林所得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
一時所得	総収入金額 - 支出金額 - 特別控除額

※詳細は国税庁ホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。
②公的年金等控除額（収入が公的年金等の雑所得を計算するときの控除額）
※障害年金・遺族年金は非課税のため所得には含まれません。
雑所得の見積額 = その年に受け取る年金額 - 公的年金等控除額

	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

（例）65歳未満でその年に受け取る年金額が80万円（収入は年金のみ）の場合
20万円 = 80万円 - 60万円
（雑所得の見積額） （受け取る年金額） （公的年金等控除額）

③給与所得控除額（年金以外の給与所得を計算するときの控除額）
給与所得の見積額 = 給与の収入金額 - 給与所得控除額
※ご本人・配偶者・扶養親族のそれぞれの所得額計算にご参照ください。

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	(B) × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

（例）給与の収入金額が90万円の場合
35万円 = 90万円 - 55万円
（給与所得の見積額） （給与の収入金額） （給与所得控除額）